

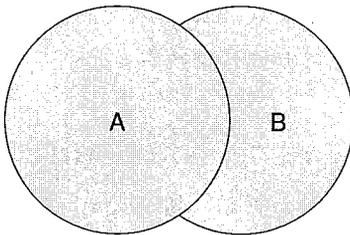
のほか・を除くほか

ポイント

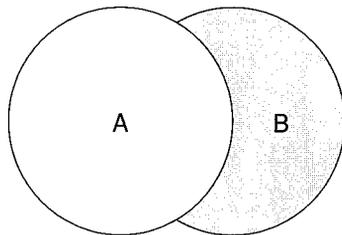
「AのほかB」は、AとBを含む用語。

「Aを除くほかB」は、Aを除外する意味の用語。

AのほかB



Aを除くほかB



のほか

「AのほかB」には、Aを含めてという意味や、Aに追加してBをもというように、包含又は追加の意味があり、「及び」「並びに」と同様の意味があるといえます。また、「の外」と記載されている場合もあります。

条項例 契約書一般

第〇条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙への催告その他何らの手続を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1)～(6) 〔省略〕

(7) 前各号のほか、契約を継続し難い事由が発生したと甲が認めたとき。

を除くほか

「Aを除くほかB」には、BのうちAに当たるものは除くという意味があります。

「BについてはAの場合を除くほか」と記載される場合があり、これも同様の意味があります。「BについてはAを除いては」「BについてはAを除き」も同様の意味があるといえます。

条項例 売買基本契約書

第〇条（履行遅滞の場合の違約金）

乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除くほか、本物品を納入期限までに甲に納入しないときは、前条に定める違約金を甲に支払わなければならない。

第〇条（危険負担）

契約の目的物の引渡し前に生じた損害については、特に定めがある場合を除くほか、乙の負担とする。

■■■■■■■■■■ MEMO ■■■■■■■■■■

「AのほかB」については、「Aを除くほかB」と同様の意味で用いる法律があります。

条項例 雇用保険法

第82条（厚生労働省令への委任）

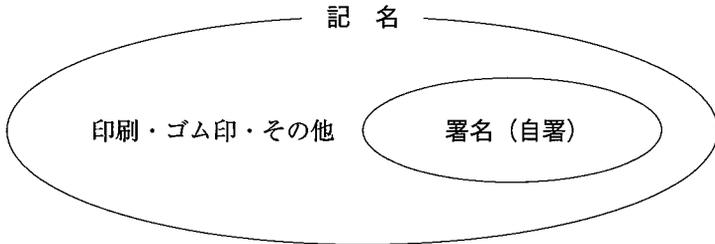
この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

記名・署名

ポイント

「記名」は、文書作成者の氏名を書類に記すこと（自筆でなくてよい）。

「署名」は、文書作成者が自己の氏名を自ら記載すること。



記名

「記名」は、契約書等の文書作成者の氏名を当該文書に記すことをいいます。必ずしも自筆であることを要せず、例えば、印刷、ゴム印、他人の記載によることも差し支えありません。

条項例 契約書一般（契約書署名欄）

以上、契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 甲野太郎 ㊟

(乙) 乙川次郎 ㊟

署名

「署名」は、記名のうち、契約書等の文書作成者が自らその氏名を記載することをいいます。サインと呼ばれることもあります。「自署」も同義です。

条項例 契約書一般（契約書署名欄）

以上、本契約を証するため本書1通を作成し、甲乙署名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 甲野太郎 ㊞

(乙) 乙川次郎 ㊞

■■■■■■■■■■ MEMO ■■■■■■■■■■

押印

他人による記載や印刷によることもできる「記名」だけでは、作成者本人の意思をもってその文書が作成されたのか分かりません。契約書の署名欄には、当事者の意思で契約を締結したことを示すため、記名だけではなく押印も行います。

民事訴訟法228条4項は、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定しています。さらに、最高裁昭和39年5月12日判決(判時376・27)は、「私文書の作成名義人の印影が、その名義人の印影によって押印された事実が確定された場合、反証がない限り、その印影は本人の意思に基づいて押印されたものと事実上推定され、文書全体の真正が推定される」旨を判示しています。

告知・通告・通知・通報

ポイント

いずれも、相手方に意思や事実を知らせること。

「告知」と「通知」はほぼ同義。

「通告」は、「最後通告」のように独自の用いられ方がある用語。

「通報」は、事実を知らせる場合にのみ用いられる用語。

告知

契約書では、「通知」と同義として用いられます。

ただ、「通知」が、自分の意思又はある事実を相手方に伝達するという意味で用いられることが多い一方、「告知」は、保険契約における告知義務のように、一定の重要な事実・事項を告げる意味で用いられることが多いという傾向があります。

条項例 保険約款

第〇（告知）

保険契約の締結又は復活の際、会社が告知書で質問した給付金の支払理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者又は被保険者は、その告知書により告知してください。

通告

相手方に、一定の行為を行わせるために、一定の事実を知らせることをいいます。「最後通告」の「通告」は、この意味です。

また、相手方に決定事項や意向を伝えるという意味、特に書面など

で正式に伝える意味で用いられることもあります。相手方に不利な決定事項や意向を伝える場合に用いられることが多いものといえます。

通知

自分の意思又はある事実を他人に知らせることをいいます。

意思表示の効力の発生については、意思表示の通知が相手方に到達した時点で発生するという、到達主義を原則とし（民97）、承諾の通知や、迅速性が要求される商取引の場合には、例外的に、発信（意思表示が表意者の意思に基づいてその支配を離れること）の時点で意思表示の効力が生じるという発信主義が採用されています（民526、商526②）。

契約書上「通知を発する」と記載された場合は、発信主義をとることを意味しているものと解されます。

条項例 1 債権譲渡契約書

第〇条（債権譲渡の通知）

甲は債務者に対し、平成〇年〇月〇日配達記録証明付内容証明郵便にて、本件債権譲渡の通知を行い、通知書及び配達証明書を乙に交付する。

条項例 2 契約書一般

第〇条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方に対する3ヶ月前の書面による通知をもって、本契約を解約することができる。

通報

一定の事実を他人に知らせるという意味です。

「通報」は、「通知」「通告」と異なり、法的な効果が期待されてい